

林業で働く人の 多様化に向けた動きと 就労環境づくり

国の基本方針と都道府県の対応

日本の総人口が減少期に入ってしまったことが経ちます。林業に従事する人はそれよりもかなり早く減少してきましたが、近年は4万人台で推移しており、急速に減

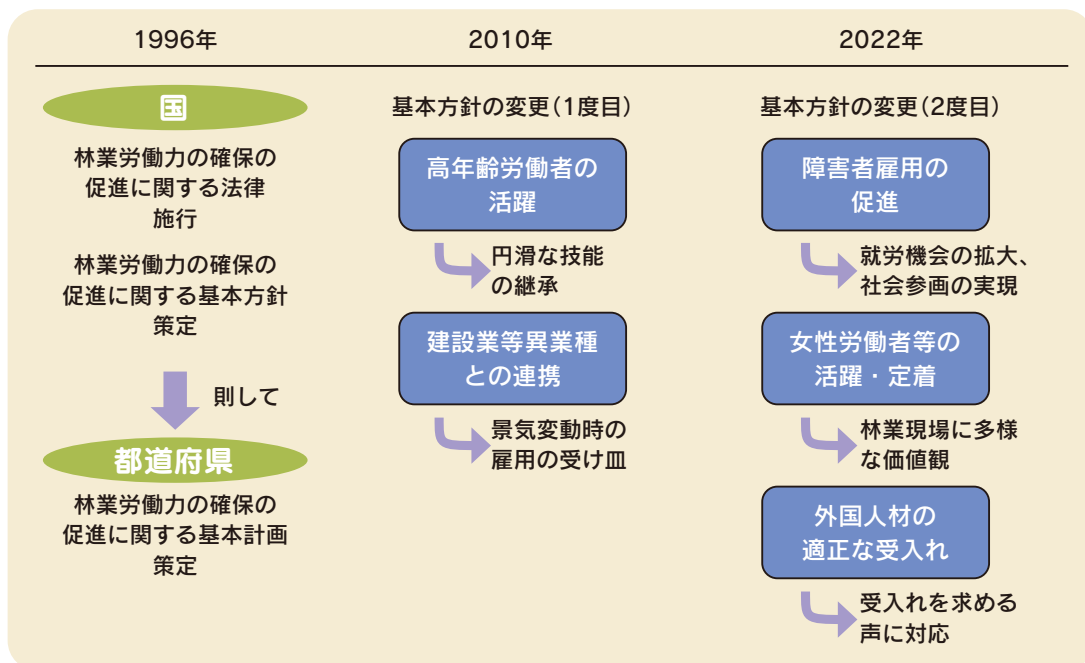


図1 「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の変更と新たな対象追加の動き

少していた頃と比べると減少ペースは鈍化しています。

これは林業従事者の確保に1990年代から長く取り組んできた成果と捉えることができます。1996年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」が施行され、同時に「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」が策定されました。その後、同方針は2010年に1度目、2022年に2度目の変更が行われました。この過程において、高齢者、建設業者、女性、障害者、外国人材といった多様な属性を持つ人々たちをさまざまな観点から林業労働力として取り入れようとしてきました(図1)。

都道府県では国の基本

方針に則して、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を定めています。各

都道府県の基本計画における多様な担い手に関わる記述を調べて整理したところ、必ずしもすべてを記述しているわけでは

なく、状況に応じて選択されていることがわかりました(図2)。

外国人材受け入れの動向

ここからは、上記のうち外国人材受入れの動向について解説することにします。というのも、林業では外国人材をこれまで多く受入れていみせんでしたが、昨年(2023年)度から技能実習制度と特定技能制度を活用して外国人材を受け入れるための体制整備が進められており、近いうちに大きな変化が見込まれ、注目する必要があると考えられます。

林業における外国人材の受入れに関して、当面は技能実習制度(将来的には育成就労制度)および特定技能制度を軸として進むと考えられます(写真1)。現状においては制度面での制約(期限1年間以内)が強いため、林業における外国人材受入れのニーズは限定的です。しかし、将来的には概ね3年間以上就労できるようになることが見込まれるため、林業の多くの現場、とりわけ人材不足が懸念される育林の現場で受入れのニーズが高まること予想されます。

技術や安全指導の仕組み作りへ向けて

林業の現場で働く外国人技能実習生に話を聞いたところ、技能修得やコミュニケーションに関して特段の問題は感じて

研究者の横顔

Q1. なぜ研究者に？

恥ずかしいことにこれといった決め手を挙げることが難しいです。

Q2. 影響を受けた人や本は？

ジェレミー・リフキン著『エントロピーの法則』を高校の図書館で借りて読み、自然資源に初めて関心を持ちました。自称理系であつた高校生に理学でも工学でもない進路を示してくれた本です。

Q3. 研究の醍醐味は？

研究に限らないと思いますが、知らないことを知るということに楽しんでいます。

Q4. 若い人へ

今までにない経験をして見聞を広めて、それを面白おかしく周囲に伝えて、最終的にはそれによって自分と社会を前に動かすことができるといいね、と我が子に言うのですが、かなり薄い反応しかありません。



田中 亘 Tanaka Wataru

林業経営・政策研究領域

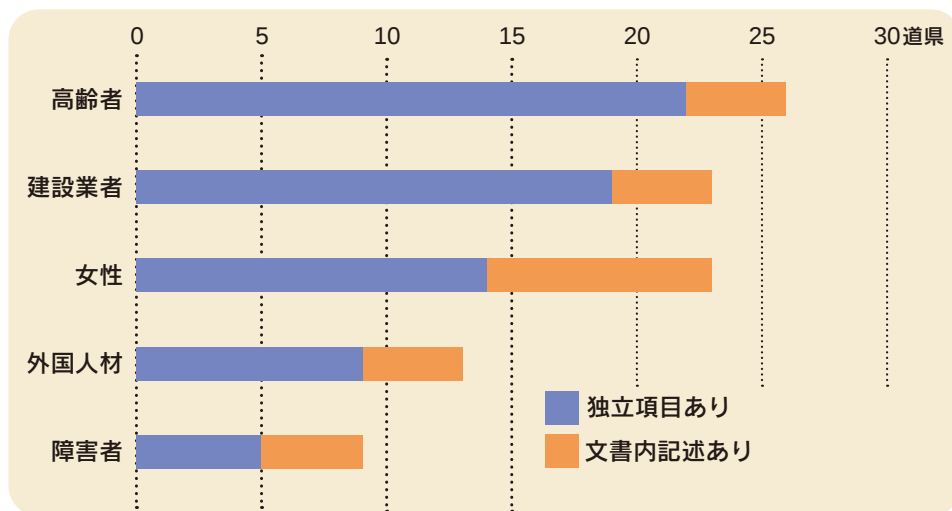


図2 基本計画における多様な担い手の記述

各道県は、強調したい対象については独立して項目を立てる一方、そうでない対象については文書内での記述のみにとどめていると推測される。

注：林務担当部署等ウェブページにおいて基本計画が確認できた35道県を対象としている（2023年10月時点）



写真1 外国人技能実習生(左)に技術指導する様子(愛媛県の事例)
今後、こういった場面が全国的に増えていくことが予想される。

いないこと、日本の賃金と生活には一定の魅力があるものの円安傾向が気かりであること、などがうかがえました。また、日本人側も一緒に働く上で、言葉も含めて解決の難しい問題があるとは認識されていませんでした。

今後、外国人材に対する技術や安全の指導を安定的に行う仕組みを作ること、それらの達成状況を確実に把握し評価することが重要となります。また、外国人材が安定して林業に就労できる環境を整えるための仕組みを作ることが求められます。ここでは、林業分野に詳しい監理団体(技能実習制度)や登録支援機関(特定技能制度)の関与が重要と考えられます。今後の就労環境の整備に注目しています。

現状	●外国人就労者は、およそ200人 ●技能実習制度では期限1年間
受入れの展望	●技能実習制度および特定技能制度での受入れに向けて準備段階 ●より長期的な就労が可能となる
期待される成果	●人材不足が懸念される育林現場での受入れ
検討すべき課題	●技術や安全指導を安定的に行う仕組み作り ●林業分野に詳しい監理団体(技能実習制度)や登録支援機関(特定技能制度)の関与

図3 林業における外国人材受入れの現状と今後